

パブリックコメント手続について

1 川崎市のパブリックコメント手続制度の概要

(1) 川崎市パブリックコメント手続条例制定の背景

① 川崎市自治基本条例(平成17年4月施行)

市民生活に重要な事案の策定に当たって、市民から意見を募る手続（パブリックコメント手続）を行い、市民の意見を考慮して意思決定を行い、意見に対する考え方を取りまとめて公表することを規定しました。

② 行政手続法(平成17年6月公布)

国の行政機関に対し、法律に基づく命令又は規則や法令の定めに基づく審査基準などを定める場合に意見公募手続を行うことを義務付け、地方公共団体については、この法律の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるように努めなければならない旨が規定されました。

この2点を根拠として、川崎市パブリックコメント手続条例を平成18年12月に制定し、平成19年4月に施行しました。

(2) 川崎市パブリックコメント手続条例の目的

① 市民の市政への参加促進

② 行政運営の透明性の向上

を図り、市民自治の確立とより開かれた市政の実現に資すること。

(3) 対象事案

① 総合計画、部門別の基本計画、行財政改革プラン

② 条例、規則、規程

③ 審査基準、処分基準、行政指導指針

適用除外・・・職員の給与や勤務時間、市の内部組織、使用料や手数料など納付すべき金銭に関する事など。

手続免除・・・緊急を要する場合、裁量の余地がない場合、軽微な文言修正など

(4) 意見を提出できる人

市民その他関係者から意見を募ることとしており、何人にも範囲を広げることを原則としています。

(5) 案や資料、意見の提出先などの公表

① 市のホームページに掲載します。

② 市役所の情報プラザ、各区役所の市政資料コーナーに閲覧用のファイルを備えます。

(6) 意見の提出方法

意見の提出は ①電子メール②郵送③ファクシミリ④持参 によるものとします。
電話や来庁による口頭での意見は受け付けしていません。
提出期間は、30日以上設けることを原則とします。

(7) 結果の公表

いただいた意見につきましては、政策等への反映について検討し、反映すべきは反映し、市の考え方と併せて公表します。

なお、意見を提出いただいた方への個別の回答はいたしません。

① 公表内容

意見そのもの又は意見の内容を分類整理したものとそれに対する市の考え方を公表します。

② 公表の方法・場所

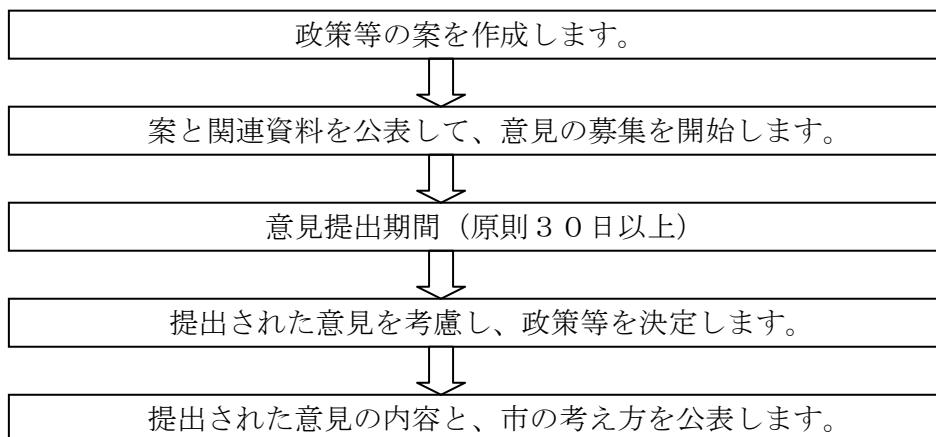
市のホームページに掲載するとともに、市役所の情報プラザ及び各区役所の市政資料コーナーに閲覧用のファイルを備え置きます。

③ 公表の時期・期間

当該政策等を公布する時期に公表します。(議会の議決を要する案件は議案を議会に提出する時期に公表します。)

公表期間は1年間としています。

(8) 手続の流れ



2 川崎市の制度の特性

他の自治体の意見公募手続と大きな違いはありませんが、次の点を特徴としています。

- ① 手続を「条例」で定めていること。(17政令市中5市)
- ② 市民生活を規制したり、市民に義務を課す内容の政策以外の政策についても手続の対象としていること。(17政令市中6市)

3 制度の運用状況

平成19年4月1日以降に意見募集を開始し、平成20年11月30日までに結果の公表を行ったものは85事案です。

85事案に対し、1,670人の方から3,219件の意見をいただき、そのうちの269件が政策等に反映されています。

(別紙資料4-2参照)

4 制度運営の課題

(1) 制度の周知

現在の制度の認知率は10%程度となっています。

(平成20年7月29～8月13日実施の39コール電話アンケート結果及び平成20年6月の内閣府調査結果)

制度の主な周知方法としては、市政だより及び市HPとなりますが、反復・継続的に周知に努めていく必要があると考えています。

(「市政だより」を両号(1日号、21日号)とも読んでいる人 約50%、市ホームページを見たことがある人 約30% (H19年度市民アンケート結果))

(2) 意見募集に際しての周知

個別事案の意見募集の周知につきましても、市政だよりとインターネットに依存するところが大きいと考えますが、報道機関への情報提供を積極的に行うよう各局へ働きかけ、一般新聞やテレビに取り上げられる機会を作るよう努める必要があります。

また、事案によっては、利害関係者や特定地域の住民など、重点的に周知することが必要なものもあると考えます。

(3) 市民にとって分かりやすい表現、資料の添付

事案の概要、意見を求める内容および説明資料は、簡潔で明確なものとし、意見を提出しやすくするよう努める必要があります。

パブリックコメント手続実施状況(平成19年度)

平成19年4月1日～平成20年3月31日に意見募集を開始し、平成20年11月30日までに結果を公表したものの。

実施事案数	意見提出者数	意見件数	反映した意見数	募集期間内のアクセス数
74件	1502	2925	252	27877
(平均数)	20.3	39.5	3.4	376.7

1 分類別

分類	題名	意見提出者数	意見件数	反映した意見数	募集期間内のアクセス数
行政計画 (35件)	川崎市危機管理対処方針の改正素案	1	1	0	256
	川崎市地域防災計画(都市災害対策編)の修正について	0	0	0	300
	新・行財政改革プラン素案	64	64	47	402
	新川崎A地区土地利用方針案について	1	1	0	392
	富士見周辺地区整備基本計画(案)について	67	200	43	815
	川崎再生フロンティアプラン新実行計画(2008～2010年度)素案	62	153	5	660
	(仮称)川崎市協働型事業のルール(案)について	5	10	2	321
	川崎市文化芸術振興計画(案)	5	40	4	291
	第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画(案)	21	74	4	315
	川崎市先端産業創出支援制度の考え方	4	10	2	267
	「かわさき福祉産業振興ビジョン(案)」の策定	1	1	0	388
	「川崎市知的財産戦略(素案)」について	0	0	0	298
	川崎市消費者行政推進基本計画(案)について	7	37	1	281
	川崎市緑の基本計画(案)について	32	50	1	365

行政計画 (35件)	リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画(案)	130	316	0	477
	第2期川崎市地域福祉計画素案について	61	115	0	417
	川崎市特定健康診査等実施計画素案について	106	114	1	627
	長寿荘のあり方について	91	17	0	361
	敬老祝品贈呈事業の見直しについて	12	12	8	269
	川崎市食育推進計画(素案)について	85	129	6	343
	川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」改定素案	95	124	0	331
	川崎市難病対策素案	1	2	0	233
	平成20年度川崎市食品衛生監視指導計画	2	28	11	216
	都市計画道路網の路線別見直し方針等(案)について	8	18	17	560
	用途地域等指定基準の一部改正について	1	7	0	402
	小杉駅周辺地区将来構想の策定について	72	280	3	1681
	武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について	7	13	11	409
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について	7	9	7	583
	川崎市下水道事業中期経営計画(案)	0	0	0	217
	道路整備プログラム案について	18	57	0	248
	広告付きバス停留所上屋整備事業	1	1	1	430
	市立高等学校改革推進計画(案)	79	154	9	416
	幼児教育の方向性及び市立幼稚園のあり方に関する基本方針案	39	56	1	422
	かわさき教育プランの新重点施策素案について	169	257	9	486
仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業について	9	44	0	500	
条例等 (30件)	住民投票制度(素案)について	38	174	18	370
	競争入札参加資格申請における雇用保険等の加入条件化について	6	6	0	858
	川崎市アートセンター条例施行規則案	0	0	0	280
	(仮称)川崎市農業技術支援センター条例の制定等素案について	2	2	0	231
	公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正素案	0	0	0	190
	麻生区内複合福祉施設に対する意見募集について	6	16	0	389
	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の改正について	0	0	0	310
	社会復帰訓練所に対する意見募集について	0	0	0	234
	川崎市国民健康保険料賦課方式の変更について	1	1	1	397
	老人医療費助成制度の廃止について	8	8	0	462
	川崎市国民健康保険結核・精神医療付加金制度の廃止について	63	86	5	320
	福祉措置による特別乗車証交付事業等の対象者見直しについて	3	3	0	395

条例等 (30件)	川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正案	3	4	0	344
	市営住宅等の使用制限に関する条例等改正素案	2	2	0	656
	川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	0	0	0	275
	川崎市福祉のまちづくり条例施行規則改正について	6	12	9	238
	川崎市入江崎余熱利用プール条例・施行規則の一部改正(案)	1	4	0	325
	自転車等放置禁止区域指定の告示	0	0	0	234
	道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則の改正	0	0	0	233
	川崎市港湾施設条例等の一部改正について	0	0	0	244
	放置等禁止区域の指定(案)について	4	4	4	351
	川崎市港湾施設条例施行規則の一部改正について	2	2	0	228
	水道事業・工業用水道事業の設置等に関する条例の改正について	1	1	0	318
	水道料金等の共同住宅扱いの適用に係る要綱の制定について	0	0	0	220
	川崎市水道局財務規程の一部改正について	0	0	0	357
	菅生定期券発売所の廃止について	1	2	0	317
	有馬・野川地区生涯学習拠点施設の運営について	5	13	8	307
	中原市民館の再整備と移転について	1	1	1	526
	川崎市教育委員会傍聴人規則の改正について	0	0	0	200
市長選挙における「公費負担条例」の一部改正について	0	0	0	243	
審査基準等 (9件)	川崎市における工場立地法工業集落地特例運用指針の制定案	6	23	0	325
	事業系ごみ自己搬入制度の見直しについて	72	155	11	456
	「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」の事務処理要綱改正案	4	8	2	198
	建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準の改正素案	0	0	0	298
	川崎都市計画高度地区適用の除外第4号の許可基準の改正について	1	1	0	457
	川崎市道路占用許可基準の一部改正	3	3	0	430
	川崎港コンテナターミナル使用料の減免要綱等の一部改正について	0	0	0	216
	川崎港港湾環境整備施設の利用に係る審査基準等の策定について	0	0	0	261
	川崎市開発行為等に関する協議実施要綱の改正案について	0	0	0	205

2 所管局別

所管局	題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
総務局	川崎市危機管理対処方針の改正素案	1	1	0	256
	川崎市地域防災計画(都市災害対策編)の修正について	0	0	0	300
	新・行財政改革プラン素案	64	64	47	402
総合企画局	新川崎A地区土地利用方針案について	1	1	0	392
	富士見周辺地区整備基本計画(案)について	67	200	43	815
	川崎再生フロンティアプラン新実行計画(2008～2010年度)素案	62	153	5	660
	住民投票制度(素案)について	38	174	18	370
財政局	競争入札参加資格申請における雇用保険等の加入条件化について	6	6	0	858
市民・こども局	(仮称)川崎市協働型事業のルール(案)について	5	10	2	321
	川崎市文化芸術振興計画(案)	5	40	4	291
	第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画(案)	21	74	4	315
	川崎市アートセンター条例施行規則案	0	0	0	280
経済労働局	川崎市先端産業創出支援制度の考え方	4	10	2	267
	「かわさき福祉産業振興ビジョン(案)」の策定	1	1	0	388
	「川崎市知的財産戦略(素案)」について	0	0	0	298
	川崎市消費者行政推進基本計画(案)について	7	37	1	281
	(仮称)川崎市農業技術支援センター条例の制定等素案について	2	2	0	231
	川崎市における工場立地法工業集落地特例運用指針の制定案	6	23	0	325
環境局	川崎市緑の基本計画(案)について	32	50	1	365
	公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正素案	0	0	0	190
	事業系ごみ自己搬入制度の見直しについて	72	155	11	456
	「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」の事務処理要綱改正案	4	8	2	198
	リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画(案)	130	316	0	477
	第2期川崎市地域福祉計画素案について	61	115	0	417
	川崎市特定健康診査等実施計画素案について	106	114	1	627
	長寿荘のあり方について	91	17	0	361
	敬老祝品贈呈事業の見直しについて	12	12	8	269
	川崎市食育推進計画(素案)について	85	129	6	343

健康福祉局	川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」改定素案	95	124	0	331
	川崎市難病対策素案	1	2	0	233
	平成20年度川崎市食品衛生監視指導計画	2	28	11	216
	麻生区内複合福祉施設に対する意見募集について	6	16	0	389
	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の改正について	0	0	0	310
	社会復帰訓練所に対する意見募集について	0	0	0	234
	川崎市国民健康保険料賦課方式の変更について	1	1	1	397
	老人医療費助成制度の廃止について	8	8	0	462
	川崎市国民健康保険結核・精神医療付加金制度の廃止について	63	86	5	320
	福祉措置による特別乗車証交付事業等の対象者見直しについて	3	3	0	395
まちづくり局	都市計画道路網の路線別見直し方針等(案)について	8	18	17	560
	用途地域等指定基準の一部改正について	1	7	0	402
	小杉駅周辺地区将来構想の策定について	72	280	3	1681
	武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について	7	13	11	409
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について	7	9	7	583
	川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正案	3	4	0	344
	市営住宅等の使用制限に関する条例等改正素案	2	2	0	656
	川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	0	0	0	275
	川崎市福祉のまちづくり条例施行規則改正について	6	12	9	238
	建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準の改正素案	0	0	0	298
川崎都市計画高度地区適用の除外第4号の許可基準の改正について	1	1	0	457	
建設局	川崎市下水道事業中期経営計画(案)	0	0	0	217
	道路整備プログラム案について	18	57	0	248
	川崎市入江崎余熱利用プール条例・施行規則の一部改正(案)	1	4	0	325
	自転車等放置禁止区域指定の告示	0	0	0	234
	道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則の改正	0	0	0	233
	川崎市道路占用許可基準の一部改正	3	3	0	430
港湾局	川崎市港湾施設条例等の一部改正について	0	0	0	244
	放置等禁止区域の指定(案)について	4	4	4	351
	川崎市港湾施設条例施行規則の一部改正について	2	2	0	228
	川崎港コンテナターミナル使用料の減免要綱等の一部改正について	0	0	0	216
	川崎港港湾環境整備施設の利用に係る審査基準等の策定について	0	0	0	261
消防局	川崎市開発行為等に関する協議実施要綱の改正案について	0	0	0	205

水道局	水道事業・工業用水道事業の設置等に関する条例の改正について	1	1	0	318
	水道料金等の共同住宅扱いの適用に係る要綱の制定について	0	0	0	220
	川崎市水道局財務規程の一部改正について	0	0	0	357
交通局	広告付きバス停留所上屋整備事業	1	1	1	430
	菅生定期券発売所の廃止について	1	2	0	317
教育委員会	市立高等学校改革推進計画(案)	79	154	9	416
	幼児教育の方向性及び市立幼稚園のあり方に関する基本方針案	39	56	1	422
	かわさき教育プランの新重点施策素案について	169	257	9	486
	仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業について	9	44	0	500
	有馬・野川地区生涯学習拠点施設の運営について	5	13	8	307
	中原市民館の再整備と移転について	1	1	1	526
	川崎市教育委員会傍聴人規則の改正について	0	0	0	200
選挙管理委員会	市長選挙における「公費負担条例」の一部改正について	0	0	0	243

3 意見数等の多かったもの

題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
かわさき教育プランの新重点施策素案について	169	257	9	486
リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画(案)	130	316	0	477
川崎市特定健康診査等実施計画素案について	106	114	1	627
川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」改定素案	95	124	0	331
長寿荘のあり方について	91	17	0	361
川崎市食育推進計画(素案)について	85	129	6	343
市立高等学校改革推進計画(案)	79	154	9	416
事業系ごみ自己搬入制度の見直しについて	72	155	11	456
小杉駅周辺地区将来構想の策定について	72	280	3	1681
富士見周辺地区整備基本計画(案)について	67	200	43	815

題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画(案)	130	316	0	477
小杉駅周辺地区将来構想の策定について	72	280	3	1681
かわさき教育プランの新重点施策素案について	169	257	9	486
富士見周辺地区整備基本計画(案)について	67	200	43	815
住民投票制度(素案)について	38	174	18	370
事業系ごみ自己搬入制度の見直しについて	72	155	11	456
市立高等学校改革推進計画(案)	79	154	9	416
川崎再生フロンティアプラン新実行計画(2008～2010年度)素案	62	153	5	660
川崎市食育推進計画(素案)について	85	129	6	343
川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」改定素案	95	124	0	331

題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
新・行財政改革プラン素案	64	64	47	402
富士見周辺地区整備基本計画(案)について	67	200	43	815
住民投票制度(素案)について	38	174	18	370
都市計画道路網の路線別見直し方針等(案)について	8	18	17	560
事業系ごみ自己搬入制度の見直しについて	72	155	11	456
平成20年度川崎市食品衛生監視指導計画	2	28	11	216
武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について	7	13	11	409
かわさき教育プランの新重点施策素案について	169	257	9	486
市立高等学校改革推進計画(案)	79	154	9	416
川崎市福祉のまちづくり条例施行規則改正について	6	12	9	238

題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
小杉駅周辺地区将来構想の策定について	72	280	3	1681
競争入札参加資格申請における雇用保険等の加入条件化について	6	6	0	858
富士見周辺地区整備基本計画(案)について	67	200	43	815
川崎再生フロンティアプラン新実行計画(2008～2010年度)素案	62	153	5	660
市営住宅等の使用制限に関する条例等改正素案	2	2	0	656
川崎市特定健康診査等実施計画素案について	106	114	1	627
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について	7	9	7	583
都市計画道路網の路線別見直し方針等(案)について	8	18	17	560
中原市民館の再整備と移転について	1	1	1	526
仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業について	9	44	0	500

4 意見数等の実績

意見件数	事案数
0	19
1～9	23
10～49	14
50～99	6
100～199	8
200～299	3
300～	1
総計	74

反映した意見数	事案数
0	44
1～9	23
10～19	5
43	1
47	1
総計	74

募集期間内のアクセス数	事案数
～199	2
200～299	26
300～399	23
400～499	13
500～599	4
600～699	3
700～799	0
800～899	2
900～999	0
1000～	1
総計	74

パブリックコメント手続実施状況(平成20年度途中)

平成20年4月1日以降に意見募集を開始し、
平成20年11月30日までに結果を公表したものを。

実施事案数	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
11件	168	294	17	5342
(平均数)	15.3	26.7	1.5	485.6

1 分類別

分類	題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
行政計画 (5件)	川崎市民間活用ガイドライン(案)について	50	59	0	508
	新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針案	3	3	0	338
	市立小中学校跡地活用基本方針(案)	41	72	9	411
	殿町3丁目地区整備方針(案)について	27	74	0	1259
	青少年科学館改築基本計画素案	38	71	0	539
条例等 (4件)	「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直しについて	7	10	8	476
	川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案について	0	0	0	370
	市民館使用規則・図書館規則等の一部改正について	0	0	0	279
	川崎市立図書館規則の改正について	1	4	0	687
審査基準等 (2件)	仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱の策定案	0	0	0	227
	川崎市開発審査会提案基準の改正について	1	1	0	248

2 所管局別

所管局	題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
総務局	川崎市民間活用ガイドライン(案)について	50	59	0	508
総合企画局	新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針案	3	3	0	338
	市立小中学校跡地活用基本方針(案)	41	72	9	411
経済労働局	仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱の策定案	0	0	0	227
健康福祉局	「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直しについて	7	10	8	476
まちづくり局	殿町3丁目地区整備方針(案)について	27	74	0	1259
	川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案について	0	0	0	370
	川崎市開発審査会提案基準の改正について	1	1	0	248
教育委員会	青少年科学館改築基本計画素案	38	71	0	539
	市民館使用規則・図書館規則等の一部改正について	0	0	0	279
	川崎市立図書館規則の改正について	1	4	0	687

3 意見数等の多かったもの順

題名	意見提出者数	意見件数	反映した意見数	募集期間内のアクセス数
川崎市民間活用ガイドライン(案)について	50	59	0	508
市立小中学校跡地活用基本方針(案)	41	72	9	411
青少年科学館改築基本計画素案	38	71	0	539
殿町3丁目地区整備方針(案)について	27	74	0	1259
「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直しについて	7	10	8	476
新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針案	3	3	0	338
川崎市開発審査会提案基準の改正について	1	1	0	248
川崎市立図書館規則の改正について	1	4	0	687
仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱の策定案	0	0	0	227
川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案について	0	0	0	370
市民館使用規則・図書館規則等の一部改正について	0	0	0	279

題名	意見提出者数	意見件数	反映した意見数	募集期間内のアクセス数
殿町3丁目地区整備方針(案)について	27	74	0	1259
市立小中学校跡地活用基本方針(案)	41	72	9	411
青少年科学館改築基本計画素案	38	71	0	539
川崎市民間活用ガイドライン(案)について	50	59	0	508
「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直しについて	7	10	8	476
川崎市立図書館規則の改正について	1	4	0	687
新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針案	3	3	0	338
川崎市開発審査会提案基準の改正について	1	1	0	248
仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱の策定案	0	0	0	227
川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案について	0	0	0	370
市民館使用規則・図書館規則等の一部改正について	0	0	0	279

題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
市立小中学校跡地活用基本方針(案)	41	72	9	411
「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直しについて	7	10	8	476
殿町3丁目地区整備方針(案)について	27	74	0	1259
青少年科学館改築基本計画素案	38	71	0	539
川崎市民間活用ガイドライン(案)について	50	59	0	508
川崎市立図書館規則の改正について	1	4	0	687
新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針案	3	3	0	338
川崎市開発審査会提案基準の改正について	1	1	0	248
仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱の策定案	0	0	0	227
川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案について	0	0	0	370
市民館使用規則・図書館規則等の一部改正について	0	0	0	279

題名	意見 提出者数	意見件数	反映した 意見数	募集期間内 のアクセス数
殿町3丁目地区整備方針(案)について	27	74	0	1259
川崎市立図書館規則の改正について	1	4	0	687
青少年科学館改築基本計画素案	38	71	0	539
川崎市民間活用ガイドライン(案)について	50	59	0	508
「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直しについて	7	10	8	476
市立小中学校跡地活用基本方針(案)	41	72	9	411
川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案について	0	0	0	370
新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針案	3	3	0	338
市民館使用規則・図書館規則等の一部改正について	0	0	0	279
川崎市開発審査会提案基準の改正について	1	1	0	248
仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱の策定案	0	0	0	227

4 意見数等の実績

意見件数	事案数
0	3
1～9	3
10～49	1
50～99	4
総計	11

反映した意見数	事案数
0	9
1～9	2
総計	11

募集期間内のアクセス数	事案数
200～299	3
300～399	2
400～499	2
500～599	2
600～699	1
700～799	0
800～899	0
900～999	0
1000～	1
総計	11

パブリックコメントの結果

平成20年4月以降の意見募集

1	川崎市立図書館規則の改正	1
2	川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案	3
3	殿町3丁目地区整備方針(案)	5
4	「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直し	13
5	青少年科学館改築基本計画素案	17
6	市立小中学校跡地活用基本方針(案)	21
7	新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針案	29
8	仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱の策定案	31
9	川崎市開発審査会提案基準の改正	33
10	川崎市民間活用ガイドライン(案)	35

「川崎市立図書館規則の改正について」に対するパブリックコメントの結果

1 これまでの経過

市立図書館では、図書館をご利用される市民の快適性、利便性の向上を図るため、平成20年7月1日に新コンピュータシステムを稼働させます。

これにあわせて、川崎市立図書館規則の一部内容を改正することについては、広く市民からの意見を募集しました。

その結果、1通の意見書が提出され、4件のご意見をいただきましたので、いただいたご意見の内容とご意見に対する川崎市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要及び意見書提出数

題名	川崎市立図書館規則の改正について
意見の募集期間	平成20年(2008年)5月2日から平成20年(2008年)6月1日
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	ホームページ、資料の備付け(かわさき情報プラザ、各図書館、各市民館)
意見を提出した人数	1名(意見総数は4件)

3 意見等受付件数

- (1) 郵送 0件
 - (2) 電子メール 1件
 - (3) FAX 0件
 - (4) 持参 0件
- 計 1件(4意見)

4 結果の概要

募集の結果1件4項目の御意見、御要望をいただき、別添「パブリックコメント集約表」のとおり対応いたしました。

5 問い合わせ先

教育委員会生涯学習部中原図書館

電話 044-722-4932

F A X 044-733-7524

E-mail tosyokan@city.kawasaki.jp

「川崎市立図書館規則の改正について」に対するパブリックコメント集約表

意見の募集期間		意見等募集内容	
(1) 郵送	0件	市立図書館では、図書館をご利用される市民の快適性、利便性の向上を図るため、平成20年7月1日に新コンピュータシステムを稼働させます。	
(2) 電子メール	1件	これにあわせて、川崎市立図書館規則の一部内容を改正することについては、広く市民からの意見を募集しました。	
(3) FAX	0件		
(4) 持参	0件		
受付件数	1件		
意見件数	4件		
意見の分類		意見等要旨	意見などに対する考え方
返却について		川崎市立図書館規則の中で、「貸出」について貸出の期間など規定されていますが、「返却」について、独立した条文などが無いので検討ください。	独立の条文は設けておりませんが、川崎市立図書館規則(貸出区分等)第10条に基づいて運用いたします。
返却の場所について		貸出をした図書館にしか返却できないのか。川崎市の図書館であれば何処でも返却できる。等	利用案内で次のようにご案内しております。 返却期日までに、図書館の「返却カウンター」に返して下さい。川崎市立図書館どこにでも返せます。
返却の受付時間について		開館している時間内のみ受け付ける。開館していない時間も受付場所があり受け付ける。等	利用案内で次のようにご案内しております。 図書館が閉まっている時間は、「返却ポスト」をご利用下さい。
返却方法について		貸出資料のみでいいのか。貸出カードの提示があるのか。	利用登録の際に貸出資料だけでよいことを説明しておりますが、今後利用案内に表示いたします。
合計	1件		

「川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案」

に対するパブリックコメントの結果

1 川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案の概要

昨年の建築基準法施行規則の改正に伴い、宅地造成等規制法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域内における建築行為について、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請を行う際は、当該建築行為が法第8条第1項本文又は第12条第1項の規定に適合していることについて証する書面の添付が義務付けられました。

これを受けて、法第8条第1項本文又は第12条第1項の規定による許可通知書又は変更許可通知書の一部の写しを建築確認申請書類に添付させていましたが、許可通知書の一部の写しの添付のみでは、建築確認申請のあった建築行為との同一性等について、建築主事が判断することが困難なため、宅地造成等規制法施行規則（以下「省令」という。）第30条の規定による書面の交付申請手続及び同書面の様式を、川崎市宅地造成等規制法施行細則に規定することにより、省令第30条の規定による書面を交付し、また書面の交付を行うという特定の業務について、当該事務に応じた手数料徴収を行うものです。

2 意見募集の概要

題名	川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案
意見の募集期間	平成20年（2008年）6月11日から平成20年（2008年）7月10日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	本ホームページ、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）への資料設置
結果の公表方法	本ホームページ、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）への資料設置

3 結果の概要

意見を提出した方の数 0人

意見の数 0件

4 問い合わせ先

川崎市まちづくり局指導部建築情報課宅地企画担当

電話 044-200-3087

FAX 044-200-3089

殿町3丁目地区整備方針(案) パブリックコメント実施結果

神奈川口構想の中核的地区である殿町3丁目地区を対象に、2010年の羽田空港再拡張・国際化の効果を見据えた適切な土地利用の誘導を行うため、当地区のまちづくりに関する基本的な考え方を示す「殿町3丁目地区整備方針(案)」について、広く市民の皆様から意見の募集を行いました。

その結果、27名の方から御意見をいただきましたので、いただいた御意見の内容と御意見に対する川崎市の考え方を、次のとおり公表いたします。

1 意見募集の概要

題名	殿町3丁目地区整備方針(案)について	
意見の募集期間	平成20年7月11日(金)～8月11日(月)	
意見の提出方法	郵送・FAX・電子メール又は持参	
資料の閲覧場所	市のホームページ、情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2F)、各区役所の市政資料コーナー、川崎区役所大師支所1階ロビー、まちづくり局神奈川口推進室	
意見を提出された方の人数：27名	意見の総数：74件	

2 提出された意見の分類

意見の対象事項			意見の件数
整備の目標及び視点	整備の目標	臨海部の活性化の先導	1
		市民等に関われた複合拠点の形成	6
		環境調和型のまちづくりの実現	11
		その他	2
	整備の視点	公民連携・協力に基づく整備の推進	—
		段階的かつ計画的な整備の推進	—
土地利用に関する方針	導入機能		16
	土地利用ゾーニング		—
都市基盤施設の整備に関する方針	道路	連絡道路	15
		地区内道路	1
	歩行者等ネットワーク		—
	オープンスペース等		5
	来街者のアクセス手段		7
	土地利用の進め方に関する方針		2
その他			8
合計			74

3 提出された意見の内容及び当該意見に対する市の考え方

意見の要旨	意見に対する市の考え方
<p>【整備の目標及び視点】</p> <p>◆臨海部の活性化の先導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川口の整備にあたっては、近隣立地企業等の意向を十分に配慮したものとし、この神奈川口のまちづくりが臨海部立地企業のさらなる活性化の起爆剤となるよう期待する。(1) 	<p>川崎臨海部を含む京浜臨海部の高度な技術集積を、羽田空港再拡張・国際化を契機として更なる活性化に導くため、当地区では、臨海部企業や羽田空港の諸機能と連携を図りつつ、新たな都市機能の導入について検討を進めてまいります。</p>
<p>◆市民等に関かれた複合拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩川の生態系を感じられる場所の形成を目指して欲しい。(2) ・ 多摩川の河川環境を補完し、生態系機能を増進する拠点にして欲しい。(2) ・ 殿町3丁目地区に湿地を再生して、市民に関かれた環境造成を目指して欲しい。(2) 	<p>「川崎市新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）」、「都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針」のほか、神奈川口構想や都市再生緊急整備地域、都市再生総合整備事業の特定地区の考え方などとも整合を図り、殿町3丁目地区では、研究開発・業務・交流・商業・レクリエーション・物流機能等を主体とした複合拠点の形成を目指すこととしております。</p>
<p>◆環境調和型のまちづくりの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 殿町3丁目地域に50ha程度の自然再生地域を設定し、当該地域において、東京湾の湿地再生のローカルセンターの設置、湿地環境を調査・研究・普及・学習する施設の設置、生物多様性を保全するゾーンの形成、漁業の拠点施設と水産資源を学習する機能を持った場所の形成、の具体化を望む。(3) ・ 整備方針(案)において、多摩川的环境と調和した環境空間の形成を掲げている点は高く評価する。(1) ・ 多摩川的环境と調和した環境空間の形成のため、当該地に湿地再生ゾーンを設け、湿地再生、湿地に関わる環境教育の拠点施設を設置することを要望する。(3) 	<p>当地区では、「隣接する多摩川的环境を活かし、多摩川的环境と調和した環境空間を形成」することを整備目標の一つとして掲げており、「環境空間の骨格となる歩行者空間・オープンスペースの整備」、「多摩川に面する連続した環境空間の創出」の実現に向け、歩行者等ネットワークやオープンスペース等の確保を図ることとしております。</p>

意見の要旨	意見に対する市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の方針案に示されている通り、環境、健康・医療・福祉の研究開発機能等の形成は重要な視点であり、是非とも推進して欲しい。この環境関連の研究機能の充実に合わせて、具体的な環境技術を地域開発計画において導入し、この地区そのものが環境・エネルギーに配慮した環境調和型街区として、各種環境施策の具体化による低炭素・循環型モデル地域の形成を図られたい。(1) ・ 川崎の新たな国際玄関口として、本街区の先進的な取組はもとより、臨海部の立地企業の環境への取組等を内外に広く発信する拠点機能の導入を図って頂きたい。(1) ・ 河川水の熱を活用したヒートポンプシステム等について検討頂きたい。(1) ・ 都市機能が複合的に集積する拠点において、電気スタンド(急速充電器)の設置や、長距離トラックドライバーの長時間停車による排ガス、騒音抑制のため、トラックステーションの設置や「外部電源式アイドリングストップ冷暖房システム」の設置を検討頂きたい。(1) 	<p>当地区は、環境調和型のまちづくりを実現することを整備目標の一つとして掲げており、まちづくりの具体化に際しては、本市の優れた環境技術情報の国内外への発信や、省エネルギー・新エネルギーの活用など地球環境に貢献するための取組について検討を行ってまいります。</p>
<p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民連携・段階的整備は視点として適切であるが、これに加え市や県による先行的な土地取得や、一部プロジェクトの立地表明により、当地区の整備を先導する視点が必要である。(1) ・ 本整備方針の意見募集は、羽田空港再拡張・国際化に合わせ、正に時機を得たものであり、同地区の整備をより一層推進・加速するために、非常に重要な一歩であると考えます。(1) 	<p>当地区では、京浜臨海部全体に波及効果をもたらすような土地利用を誘導していくことが大切と考えており、当地区の土地利用に際しては、民間事業者の誘導と併せて、国・県などの関係機関とも連携を図りつつ、公的施設の立地など、行政側の主体的な取組について、検討を行っていきたいと考えております。</p>

意見の要旨	意見に対する市の考え方
<p>【土地利用に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税関を持ってくるよう、国に働きかけて欲しい。(1) 	<p>2010年10月末の供用開始を目指して整備が進められている羽田空港再拡張事業において、税関を含むCIQ機能(※)は、現在空港内で整備が進められている国際線地区に設置される予定と伺っております。このため、殿町3丁目地区ではCIQ機能の導入は現在のところ予定しておりませんが、羽田空港との近接性を活かした臨空関連機能などについて、引き続き導入に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(※CIQ機能…国境を越える交通および物流において必要な、税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)を包括した略称)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 羽田空港国際化のメリットを活かすため、国際コンベンション会場、宿泊施設、大学(国際的交流が期待できるもの)、医療系専門学校などを誘致すべきである。(1) 人々が観光で集まる施設群を、地区の中核かつ親水性に富むエリアに配し、デザインに優れた複合商業施設を建設することを要望する。(1) 川崎に今までなかった大きなプレイスポットが欲しい。(1) スケールの大きな複合商業施設の誘致・開発を積極的かつ果敢に進めることを要望する。(1) カジノを含めたギャンブル、風俗等、町の品格をおとしめる施設は絶対に立地できないよう断固禁止して欲しい。(1) 	<p>当地区は、羽田空港再拡張・国際化のポテンシャルを十分に活かした複合拠点の形成を目指すこととしており、こうした拠点形成にふさわしい賑わい、交流施設については、羽田空港再拡張・国際化の進捗状況や連絡道路の検討状況なども踏まえつつ、その誘致について検討を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 淡水湿地の造成や野鳥の観察センターの設置をすれば、東京湾の湿地環境再生拠点として有意義なものとなる。環境を壊さず、自然環境を積極的に活かした発想が求められる。(2) 	<p>「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」、「都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針」のほか、神奈川口構想や都市再生緊急整備地域、都市再生総合整備事業の特定地区の考え方などとも整合を図り、殿町3丁目地区では、研究開発・業務・交流・商業・レクリエーション・物流機能等を主体とした複合拠点の形成を目指すこととしております。</p> <p>当地区では、「隣接する多摩川の環境を活かし、多摩川の環境と調和した環境空間を形成」することを整備目標の一つとして掲げており、「環境空間の骨格となる歩行者空間・オープンスペースの整備」、「多摩川に面する連続した環</p>

意見の要旨	意見に対する市の考え方
	境空間の創出」の実現に向け、歩行者等ネットワークやオープンスペース等の確保を図ることとしております。(再掲)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流に必要なトラック基地も検討すべきである。(1) 	<p>当地区では、羽田空港再拡張・国際化のポテンシャルを十分に活かした複合拠点の形成を目指すこととしており、こうした拠点形成にふさわしい臨空関連・物流（流通加工）・産業支援機能の導入について、検討を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア・ゲート・ウェーに焦点を絞り、「アジア起業家村構想」の拠点形成を明確にし、臨空関連・物流機能は除外すべきである。(1) ・ 国際コンベンション施設と市民交流施設の機能を同時に持った新しい都市施設の整備を希望する。(1) ・ 税金の無駄遣いや環境破壊につながらないよう進めて欲しい。(1) ・ 市民にとって利益となるような施設を作って欲しい。(1) ・ スポーツ施設、熱源利用による温泉施設、野鳥が来る自然公園、自転車専用道路、干潟の保全、遊歩道、ベンチ、特養ホームが欲しい。(1) ・ 女性が働きやすい環境とするため、託児所や保育施設等の設置も重要である。(1) 	<p>「川崎市新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）」、「都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針」のほか、神奈川口構想や都市再生緊急整備地域、都市再生総合整備事業の特定地区の考え方などとも整合を図り、当地区では、羽田空港再拡張・国際化のポテンシャルを十分に活かした研究開発・業務・交流・商業・レクリエーション・物流機能等を主体とした複合拠点の形成を目指すこととしております。</p> <p>こうした拠点形成にふさわしい機能の導入のための具体的な施設整備の内容については、今後、本整備方針（案）の主旨を踏まえながら、土地所有者等とともに検討を行ってまいります。</p> <p>また、女性を含めた就業者が働きやすい環境整備について、検討する必要があると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ アジアからの優秀な人材の誘致を図るため、国際交流会館（仮称）や外国人向け宿泊施設を設け、職住近接型のアジア起業家村拠点の形成を図ることを希望する。(1) 	<p>アジア圏を中心とした国際社会との連携については、羽田空港再拡張・国際化を契機とした研究開発・業務機能等の拠点形成において重要な課題と考えており、導入機能の具体的な内容については、今後、検討を行っていきたいと考えております。</p>

意見の要旨	意見に対する市の考え方
<p>【都市基盤施設の整備に関する方針】</p> <p>◆連絡道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎を象徴する美しい景観実現のため、連絡道路は、シンボリックなデザインの橋で建設することを要望する。(1) ・ 連絡道路は、商業・業務・レクリエーション・交流機能などの賑わいゾーンと連携して、人々を魅了する美しい景観を創出するのに最も適した、中央ルート橋梁方式にするよう希望する。(1) ・ アジア・ゲート・ウェー実現のため、連絡道路は不可欠の前提である。(1) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡道路について、橋梁方式に反対はしないが、環境に十分配慮した計画を策定して欲しい。(1) ・ 連絡道路は、多摩川河口の自然環境に大きな影響を与えることが予想されるため、基本的に反対である。構想を進める場合は、自然環境への影響が極めて小さく済む方策を取られたい。(2) ・ 連絡道路については、干潟の保全の観点から橋梁方式は反対であり、必要な場合はトンネル方式で進めて欲しい。(4) ・ 連絡道路について、川崎市は主体的に多摩川の環境を最優先に保全再生する方針を「京浜臨海部基盤施設検討会」に意見具申して欲しい。現在の連絡道路構想が、橋梁方式で実現した場合は、多摩川に残された最後の湿地環境が壊滅的な打撃を受ける。連絡道路の必要性を市民に公開して、環境面・経済性・街作りなど総合的な検討を民主的な手続きを踏んで実行して欲しい。(2) ・ 殿町と羽田の連絡は、貨物線の活用・拡充や、国道 357 号の活用なども視野に含め、幅広く検討して欲しい。(1) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡道路は反対である。(2) 	<p>連絡道路のルート・構造については、国、東京都、神奈川県、横浜市及び本市で構成される「京浜臨海部基盤施設検討会」において、周辺の「土地利用」との整合、費用・効果等の「事業性」、多摩川への影響等の「環境」、空港施設へのアクセス性等の「交通」などの観点から、幅広く検討が行われているところです。</p> <p>本市としては、関係行政機関と連携し、多摩川対岸の土地利用計画とも調整を図りながら、検討を進めてまいります。</p>
<p>◆地区内道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内道路には保水性舗装、歩道には保水性ブロックの敷設を検討して欲しい。(1) 	<p>本整備方針(案)は、殿町3丁目地区のまちづくりに関する本市の基本的考え方を示したものであり、地区内道路等の詳細については、今後土地所有者等とともに検討を行ってまいります。</p>

意見の要旨	意見に対する市の考え方
<p>◆オープンスペース等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺住民の理解を得るため、住民の希望する施設（例えばスポーツ広場）の提供を土地所有者に求めて欲しい。(1) ・ この地区に大公園を作り、桜の名所にして欲しい。(1) 	<p>オープンスペース等の具体的な配置・規模などについては、頂いた御意見も参考にしつつ、今後検討していきます。当地区では、多摩川の河川環境と調和した環境空間の創出、周辺市街地との調和に向け、適正な規模の公園・緑地等の確保を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の「工場と煙突」を連想する臨海工業地帯のイメージを一新するため、地区との境界線（川崎縦貫道路）に幅広のグリーンベルトを整備する必要がある。(1) 	<p>当地区では、「隣接する多摩川の環境を活かし、多摩川の環境と調和した環境空間を形成」することを整備目標の一つとして掲げており、周辺環境に配慮しつつ臨海都市拠点として相応しいまちづくりを目指しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生方針を作成して、企業等からの提供スペースの活用や、神奈川県・川崎市等が土地所有する等により、オープンスペースの河川環境を再生して欲しい。(2) 	<p>土地利用に際しては、多摩川水系河川整備計画における生態系保持空間・自然保全空間への配慮や連携に努めるとともに、土地利用転換の機会を捉えて多摩川を望むオープンスペースの確保などに努めてまいります。</p>
<p>◆来街者のアクセス手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 羽田空港へのアクセスは、多様な交通手段を目指すべきである。(1) ・ 事業のメリットを広く市民が享受するため、鉄道アクセスは必須。京急大師線の延伸や川崎高速縦貫鉄道の乗り入れを望む。(1) ・ 京急大師線、JR南武線・浜川崎線、塩浜操車場、臨海鉄道などの活用によるアクセス向上が重要である。(1) ・ 中期的には、バスシステムに留まらず、東海道貨物支線貨客併用化の推進等により、殿町3丁目地区の近接地への鉄道駅の整備が必要になる。(1) ・ 羽田空港と神奈川口を直結するために、新たに整備する橋又はトンネルを利用した新交通システムの整備を望む（川崎側は京浜急行大師線又はJR川崎駅を結ぶ）。(1) ・ 来街者アクセスについては、環境改善の面からLRT等の新交通システムや電気自動車の活用について検討して欲しい。(1) ・ 来街者の利便性向上のため、鉄道駅だけでなく羽田空港を発着とするバスシステムの導入を図るべきである。(1) 	<p>当地区周辺の広域都市基盤施設として、現在、連絡道路や東海道貨物支線の貨客併用化の実現に向けた取組を進めており、引続き関係行政機関とともに検討を進めてまいります。</p> <p>来街者に対応したアクセス手段については、本整備方針（案）の考え方に基づき、まずは鉄道駅を発着とするバスシステムの導入について具体化を図っていきたいと考えており、羽田空港を含めたバスネットワークの形成に向け、取組を進めてまいります。</p>

意見の要旨	意見に対する市の考え方
<p>【土地利用の進め方に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡道路計画の決定まで、殿町3丁目地区の整備を進めるべきではない。(2) 	<p>本市では、羽田空港対岸の殿町3丁目地区において、2010年の羽田空港再拡張・国際化の時機を捉え、当地区にふさわしい新たな機能導入を行うためには、土地利用転換を早期に進める必要があるものと考えております。</p> <p>まちづくりの具体的な進め方としては、「第2回京浜臨海部基盤施設検討会(H20.2.14)」で示された、連絡道路に関する概略の想定ルートに配慮した基盤施設計画ならびに土地利用計画を策定し、連絡道路計画の支障にならないと想定されるエリアから先行土地利用に着手します。その後は、連絡道路の検討状況等をふまえて、段階的に土地利用の範囲を広げていきます。</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩川河口干潟の保全と保護に英知を傾けて欲しい。(2) ・ 多摩川のヨシ原を改変しないようにして欲しい。(1) 	<p>多摩川の河川区域は、殿町3丁目地区整備方針(案)の対象区域に含まれておりませんが、当地区の土地利用に際しては、隣接する多摩川の河川環境を活かし、多摩川を望むオープンスペースの確保などに努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な施設整備にあたっては、電力供給等さまざまな課題が考えられるので、計画段階から調整されたい。(1) ・ 上水道、下水道、受変電設備等のインフラ整備も、重要な視点である。(1) 	<p>本整備方針(案)は、殿町3丁目地区のまちづくりに関する本市の基本的考え方を示したものであり、今後、まちづくりを具体化する段階で、電力供給も含めたインフラ整備について土地所有者等や供給事業者等とともに検討を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな開発において、川崎大師などの歴史資源との相乗効果を生み出す取組を期待する。(1) ・ 神奈川口構想の具現化は、京浜臨海部・日本国・アジアの機能再編の一部と捉えるべきであり、検討作業においては次世代の豊かな暮らしを創出する強い意志が必要である。(1) ・ 構想の実現に向けては、自治体や土地所有者だけでなく民間も交えた横断的かつ柔軟な検討体制が必要である。(1) 	<p>頂いた御意見は、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>

4 市の対応

提出された御意見に対する本市の考え方は上記のとおりですので、「殿町3丁目地区整備方針(案)」の修正は行わないことといたしますが、市民の皆様から頂いた貴重な御意見を参考とさせていただきながら、今後の殿町3丁目地区におけるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

「介護老人保健施設三田あすみの丘の運営手法の見直し」に係る

パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集の内容

川崎市では、平成21年4月から、「介護老人保健施設三田あすみの丘」の運営手法の見直しによる民営化を予定していますが、本施設には、旧三田診療所廃止後の利用可能なスペースがあることから、応募法人から、空きスペース等を活用した事業などについての提案を受け、総合評価により、運営法人の選定を行う予定としております。

このことについて、市民の皆様からの様々な御意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたしました。

2 実施概要

項目	内容
題名	介護老人保健施設三田あすみの丘の運営手法の見直しについて
意見の募集期間	平成20年6月30日(月)～7月31日(木)
意見の提出方法	郵送、ファックス、電子メール、持参、 資料配置場所を通じて回送
意見の周知方法	インターネットホームページに掲載、 パンフレットの設置(情報プラザ、地区健康福祉ステーション、 区保健福祉センター、各区役所の市政資料コーナー、市民館、 教育文化会館、老人いこいの家、老人福祉センター、三田あすみの丘)
結果の公表方法	インターネットホームページに掲載、 パンフレットの設置(情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、 市民館、教育文化会館、三田あすみの丘)

3 意見受付件数：意見総数7件

内容	意見数
電子メール	1件
ファックス	4件
郵送	1件
持参	0件
資料配置場所から回送	1件
合計	7件

4 主な市民意見（要旨）及び意見に対する市の考え方

意見（要旨）	意見に対する市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化によるサービスの拡大が期待できる。 ・ 民営化により、従来通りのサービスを受けられるか心配。 ・ 民営化した場合、緊急時に対応してもらえないのではないか。 ・ 民営化により、サービス水準を維持できるのか疑問。 ・ サービス内容が縮小しないようにしてほしい。 ・ サービス内容のさらなる充実 ・ 質の高い職員の配置をしてほしい。 ・ 地域福祉の増進と言う観点から、三田あすみの丘は拠点となるべき施設であり、高齢者福祉が後退をしないよう、民間法人選定の際には、これまで行ってきた緊急時の利用や地域との協働を引き続き行ってもらえるような法人を選定してほしい。 	<p>このたびの民営化は、介護を必要とする高齢者の方が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活ができることを、第一義の目的としております。</p> <p>従いまして、民営化にあたりましては、現在行われているサービス内容をはじめとして、サービス向上のための新規事業の実施を条件にするとともに、民間法人の自由な発想による提案を受け、市民サービスの一層の向上を図ってまいります。</p> <p>このような市の目的を達成するため、移管先の法人につきましては、応募法人が提案する譲渡価格や運営手法、法人の運営実績等を勘案した総合評価により、適切に選考してまいりたいと存じます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化による利用金額の増額を抑えてほしい。 	<p>介護保険制度は利用者との施設との契約によりサービス提供が行われます。そのため、利用料金につきましても、提供されるサービスに応じ、移管先の法人と利用者との契約によることとなりますが、適切な金額が設定されるよう、指導を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地と建物を有償で賃貸し、利用者に還元してほしい。 	<p>建物を譲渡することといたしましたのは、移管先の法人が責任を持って建物の管理をすることが期待でき、かつ、長期的な市の財政負担の軽減に資するためです。また、土地の無償貸付につきましても、民法上の使用貸借により、土地の使用用途を市が指定し、介護老人保健施設の運営継続を担保する目的がございます。</p> <p>いずれにいたしましても、民営化により、市民サービスの一層の向上が図れるよう努めてまいりたいと存じます。</p>

※ 一つの意見書に複数の意見があるため、意見書の受付件数と実際の意見数とは異なります。

【三田あすみの丘の今後のあり方について】

川崎市介護老人保健施設三田あすみの丘について、皆様からの御意見を参考としながら、本市では次のように運営手法の見直しを進めてまいります。

○三田あすみの丘の運営手法の見直しについて

本市では、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、介護サービス基盤の整備を、民間活力を積極的に活用しながら進めています。また、「民間でできることは民間で」を基本原則として、行財政改革を推進し、「公」と「民」の適切な役割分担による公共サービスの提供を図ってまいりました。

このような中で、行政による民間事業者に対する監視、指導、助言等及び介護保険に関する情報の公表によって、民間事業者による介護老人保健施設の良好な運営が確保されている状況を踏まえ、長期的な財政負担の観点からも、これまでの運営の手法の見直しを行って財政面における効率化を図るため、本市直営施設としての「川崎市介護老人保健施設三田あすみの丘」を廃止し、今後は民間事業者による運営に移行することとしました。

○運営手法の見直しに伴う主な内容について

(1) 土地・建物等について

- ① 土地については、市有地のまま無償により貸与します。
- ② 備品等については、無償により譲渡します。
- ③ 建物については、不動産鑑定による評価額を基本として、最低価格を設定した上、有償により譲渡します。

(2) 運営法人の選定方法

- ① 運営法人の条件として、介護老人保健施設の運営実績がある法人とします。
- ② 譲渡価格を含めた事業のプロポーザル方式により、全国公募を実施します。
- ③ 提案事業、運営手法、譲渡価格、運営実績等を勘案した総合評価により、運営法人の選定をします。

(3) 見直し後の業務内容

現在実施している、介護老人保健施設・通所リハビリテーション・短期入所療養介護については、指定事業として10年間の拘束期間を設け、運営手法の見直し後も継続して実施します。また、療養室の増床や新たなサービスの実施による事業の拡大により、市民サービスの向上が見込まれます。さらに、高齢者虐待や徘徊高齢者への対応を図るため、運営法人に対して、別途、事業の委託を行います。

(4) 民営化までのスケジュール（予定）

平成20年	9月	運営法人の募集
	10月	運営法人の選定
	12月	条例廃止、運営法人の決定等
平成21年	4月	民間法人による運営開始

青少年科学館改築基本計画素案に対するパブリックコメントの結果について

1 意見募集内容

昭和46年に生田緑地に建てられた青少年科学館は、老朽化、狭隘化のため改築を行うことになりました。そのために青少年科学館改築基本計画素案を策定し、今後の基本設計、実施設計に向けて、科学館の改築について、市民の皆様から御意見を募集しました。

2 募集期間

平成20年(2008年)7月25日～8月26日

3 意見の件数

38通 71件

内訳 電子メール：26通、FAX：7通、郵送：0通、持参：5通

4 意見内容

(1) 学校教育との連携について	28件
(2) プラネタリウムについて	21件
(3) 博物館機能（実験室、学習室、展示室等）について	4件
(4) 学芸員について	5件
(5) 改築全般への期待	5件
(6) その他	8件

合計 71件

青少年科学館改築基本計画の修正はありませんが、寄せられた御意見の主旨を今後の基本設計、実施設計等の作業の参考としてまいります。

(1)学校教育との連携について 28件

件	意見	市の考え方
1	学校団体が昼食を挟んで学習できるような場所を確保してほしい。	生田緑地利用者の利便性の向上に向けた施設整備を検討してまいります。
2	お弁当が食べられるスペースも確保してほしい。	
3	雨天時でも昼食の可能な場所を設置してほしい。	
4	学校で見学に行った際、雨がふってきたときの昼食場所は十分に作ってほしい。	
5	学校団体での利用時、雨天時の昼食場所としての利用も可能なスペースがほしい。	
6	急な雨の時でも利用できるような場所があれば多くの学年での利用があると思います。	
7	雨天時でも昼食の可能な場所を設置してほしい。	
8	校外学習時、雨天でも昼食の可能な場所の設置を希望します。	
9	雨天の場合の昼食場所を確保してほしい。	
10	簡単な実習ができる部屋を確保してほしい。	
11	施設自体が大きいことが必要だと思います。中学校が利用するには狭いので、理科好きな青少年を増やすためにもキャパの大きな施設にしてほしいと思います。	
12	学校団体での利用時、野外観察と合わせて実習等が行える実験室が必要と考えます。	
13	晴雨にかかわらず生田緑地で授業ができる学習室が確保されると、学習がより効果的になると思います。	
14	教育普及機能として青少年科学館の存在について、基本計画に基づくさらなる改善を期待しています。	
15	川崎の動植物や地質・天文に関する展示スペースを充実させることを要望します。	
16	校外学習で来館した子どもたちが使える広い多目的スペースを科学館内に設けることを要望します。	
17	子どもたちの学習効果を上げるために、観察や見学をした後に、まとめることのできる部屋を確保してほしい。	
18	学校の理科作品展や創意工夫展などの審査会や入賞作品の展示ができるスペースを確保してほしい。	
19	児童生徒が科学館で実習できる理科室を確保してほしい。	
20	児童生徒がすぐに観察ができるような理科室的なスペースも必要と考えます。	
21	すぐにビデオ上映できるスペースも必要と考えます。	
22	学校団体で天体や地層の学習の後、学習をまとめたり質問をしたり詳しく観察したりできる実験室などをがほしいと思います。	
23	科学的な学習活動ができる実験室の設置や専門家の指導など科学館としての設備を充実させてもらいたい。	
24	見学の事前事後の学習が行える施設の設置を望みます。また、映像が上映できる学習室の設置も希望します。	
25	展示スペースの拡充や展示内容の充実を図ってほしいと思います。	
26	児童生徒が実験や発明など科学的な活動ができる実験室の設置を希望します。	
27	今までのアットホームさを失わないで、建物の老朽化を解消し、展示スペースの充実を図ってほしい。	
28	学校教育との関連をより一層高めていくことを強く要望致します。	学校教育とは引き続き連携してまいります。

(2)プラネタリウムについて 21件

件	意見	市の考え方
1	最新鋭機の導入は子どもたちに星空観察のみならず、科学への興味関心も合わせて指導できると考えます。是非導入してほしいと思います。	これまでのプラネタリウム学習投影機能を継承発展させ、利用者に感動を与え正確な星空を投影できる最新のプラネタリウムシステムの導入を検討してまいります。
2	新型メガスターの導入に期待しています。	
3	メガスター楽しみです。期待しています。	
4	メガスターによる投影を今後も継続してほしい。	
5	新型メガスターの導入によって子どもたちの興味関心がさらに深まると期待しています。	
6	現メガスターを見て天体に興味を持つ子が増えました。新型メガスターの導入に期待しています。	
7	メガスターの新設は特に期待しています。	
8	改築後も子どもも大人も楽しめるプラネタリウムを見せてほしい。	
9	メガスターは星空学習には不向きなイメージで、科学館にふさわしくないのではと思います。	
10	プラネタリウム製造個人会社がクオリティの高い映像装置を提供できるのでしょうか。	
11	メガスターの現実とかけ離れた星空は、子どもたちが学習する際にはいかがなものかと疑問を感じます。	
12	現在のメガスターは星空投影機であり、科学教育に必要な機能を満たしていません。公共施設での使用に耐える信頼性を有しているのか疑問です。	長期使用が可能な学習投影機能をもった最新のプラネタリウムシステムの導入を検討してまいります。
13	プラネタリウムシステムの導入に関して公平公正な採用をしてほしい。	プラネタリウムシステム等の導入に際しては、法令に基づいた手続きを行ってまいります。
14	新型メガスターの導入はいつ誰が決められたのでしょうか？メガスターというブランドだけの導入に疑問を感じます。	
15	各方面へ十分な説明の上、新型メガスターの導入に期待しています。	学習投影機能をもった最新のプラネタリウムシステムの導入を検討するとともに、導入に際しては法令に基づいた手続きを行ってまいります。
16	川崎の歴史や多摩川の流れなどの映像をドーム内で見ることができないのでしょうか。	多様な映像表現ができる最新のプラネタリウムシステムの導入を検討してまいります。
17	天文用高感度カメラなどを使用して、天文現象のネット配信や中継・川崎市八ヶ岳少年自然の家からの生中継はできないのでしょうか。	
18	現在のプラネタリウム館は、音響について考えられていなく、音を吸収してしまいます。メガスターの持つ表現力と音楽が一体となった時に感動も大きくなるのではないのでしょうか。音響について検討をお願いします。	ドーム空間の特徴に配慮した音響システムを検討してまいります。
19	現在の15時最終投影は早すぎると感じます。土曜日曜などにプラネタリウムの投影時間を遅くできないのでしょうか。	施設の運営等につきましては、今後、検討してまいります。
20	リピーターを確保するには、機器を導入しただけではなく、投影する人の専門知識やトークも重要だと思います。人材も重要な施設の一部ですので確保してほしい。	施設をリニューアルするとともに人材の確保に努めてまいります。
21	プラネタリウムメーカーにトータル的にプロデュースしてもらい、本体、番組制作等をサポートされた中での運営を望みます。	最新のプラネタリウムシステムの能力が十分に発揮できる運営システムについて検討してまいります。

(3)博物館機能(実験室、学習室、展示室等)について 4件

件	意見	市の考え方
1	多目的に使用できる部屋をできるだけ多く確保してほしい。	博物館機能の充実に向けた検討を行ってまいります。
2	収蔵室は余裕をもったスペースにしてほしい。	
3	特別展示室を設置してほしい。	
4	科学実験施設のバージョンアップを期待しています19	

(4)学芸員について

5件

件	意見	市の考え方
1	学芸員の増員を希望します。地質、昆虫、植物の専門知識を有する学芸員を置くことで、市民や学校の要望に対応できると考えます。	学芸員の配置等につきましては、改築にあわせ検討を行ってまいります。
2	学芸員の異動について	
3	教育普及に関わる諸室設置は、市民が科学に興味関心を持つ上で重要であり、施設のみでなく指導者の育成・活用・充実も必要になると思います。	
4	改築に伴い学芸員の増員を希望します。	
5	今回の改築に合わせて、学芸員の増強など設備に見合った資質と能力のある職員の育成・配置を図ってほしい。	

(5)改築全般への期待

5件

件	意見	市の考え方
1	メガスターを導入したプラネタリウムの建設は新たな集客にもつながると思いますので、施設の充実を図り市民が利用しやすい博物館にしてほしい。	これまでのプラネタリウム学習投影機能を継承発展させ、利用者に感動を与え正確な星空を投影できる最新のプラネタリウムシステムの導入を検討してまいります。
2	生田緑地全体の価値が高まるような整備をして、全国に誇れる特徴のある施設にしてもらいたいと思います。その特徴はメガスターだと思っています。	
3	大人も子どもも楽しめる川崎市のニュースポットとして生まれ変わることを大いに期待しています。新型メガスターも待ち遠しいです。	利用者の皆様に満足していただけるよう、魅力的な博物館作りに努力していきます。
4	子どもたちに夢と希望を与えるような施設の建て替えについて全面的に賛成します。今から新しい施設ができるのが楽しみです。	
5	現市民だけでなく、今後10年先20年先まで活かされていくような施設であってほしいと希望いたします。	

(6)その他

8件

件	意見	市の考え方
1	建物の老朽化への対応を早くしてほしい。	平成23年度の開館に向けた検討を進めてまいります。
2	シニア世代の増加に伴い、シニアの生涯学習のニーズにも応え、シニアが気兼ねなく博物館を楽しめるよう、名称を工夫してほしい。	リニューアルにあわせて、新しい科学館にふさわしい名称を検討してまいります。
3	青少年の自然教育ボランティアを育てるための必要な研修施設や設備の充実を希望します。	「市民と歩む自然博物館」の継承・発展を進めるとともに博物館機能の充実に向けた検討を行ってまいります。
4	生田緑地を生かした自然保護や環境保全など、地球を愛する環境保護思想の涵養を育成するための内容を追記してほしい。	博物館機能の充実に向けた検討を行ってまいります。
5	レストスペースなどの増設に伴い、展示室や収蔵庫の拡充および学校教育との連携に必要な設備に支障がないよう計画を進めてほしい。	生田緑地利用者の利便性の向上及び博物館機能の充実に向けた検討を行ってまいります。
6	子どものための博物館にしてください。	利用者の皆様に満足していただけるよう、魅力的な博物館作りに努力していきます。
7	カフェ、ミュージアムショップ、かわさきの名産品販売コーナーの設置を要望します。	生田緑地利用者の利便性の向上に向けた施設整備を検討してまいります。
8	生田緑地は川崎市のシティセールス上の重要拠点に当然なるべき場所であり、国内外からの訪問者へのプロモーションを十分に意識した施策展開を図るべきと考えます。	利用者の皆様に満足していただけるよう、魅力的な博物館作りに努力します。また、生田緑地全体の魅力を向上する改築としていきます。

市立小中学校跡地活用基本方針(案)に関するパブリックコメントの結果

1 これまでの経過

学校跡地(土地・建物を含む)については、大きな敷地を有しており、また、地域の避難所機能やスポーツ振興などの場としても利用されてきたことから、市民共通の貴重な資源・資産として、跡地の有効活用を図ることが求められています。

こうしたことから、平成20年5月に市内に基本方針策定会議を設置し、検討を重ね、学校跡地活用の基本原則、有効活用に向けた基本的考え方、活用にあたっての配慮事項などとともに、学校跡地ごとの活用計画の策定に向けた手続きの基本的な流れについて、基本方針(案)として策定しました。

この基本方針(案)について、広く市民からの意見を募集しました。

2 意見募集の概要

- ① 題 名 市立小中学校跡地活用基本方針(案)について
- ② 募集期間 平成20年8月1日から30日まで
- ③ 周知方法 市政だよりにてパブリックコメントの実施を広報し、ホームページ、各区役所・支所・出張所・情報プラザにおいて閲覧
- ④ 提出方法 ホームページよりフォームメール、郵送、FAX、持参
- ⑤ 意見提出 41通
[内訳：フォームメール9通、郵送4通、FAX28通、持参0通]
- ⑥ 意見総数 72件

3 意見内容と対応

パブリックコメントの結果、大半の意見が基本方針(案)の基本的な考え方に沿った意見であることから、基本方針(案)どおりとし、一部をわかりやすい記述とするため加筆修正を行い、策定します。

なお、体育館利用など学校跡地ごとの活用に係る意見・要望については、今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で対応を検討します。

	内 訳 ・ 主な意見	市の考え方【対応区分】
基本方針(案)に関する意見等(62件)	1 基本原則・基本的考え方 ・民間主体による取組への対応の中に「教育」も加えてください。(5件) など	A 意見の趣旨については、基本方針(案)の中に盛り込まれていることから、(案)に沿った取組を進めます 20件
	2 活用にあたっての配慮事項 ・体育館をこれまでどおり利用したい。(3件) など	B 学校跡地ごとの活用に係る意見・要望がなされているため、今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で対応を検討します 33件
	3 活用計画の策定手順 ・地域住民の協議組織に対し、十分な協議を行う事を明記してほしい。(4件) など	C わかりやすい記述とするため、一部加筆修正します(2箇所) 9件
	4 その他全般 ・基本方針(案)の方針について賛成。(10件) など	
	(小計) 62件	(小計) 62件
等その他の意見(10件)	5 個別事業に関する事項 ・旧県立川崎南高校の跡地の再利用について、県に要請してほしい。(5件) など	D 個別事業等に関する意見であるため、関係する部署への報告とします 10件
	(小計) 10件	(小計) 10件
合計	72件	72件

市民意見内訳に対する市の考え方について

[対応区分]

A 意見の趣旨については、基本方針(案)の中に盛り込まれていることから、(案)に沿った取組を進めます	20件
B 学校跡地ごとの活用に係る意見・要望がなされているため、今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で対応を検討します	33件
C わかりやすい記述とするため、一部加筆修正します(2箇所)	9件
D 個別事業等に関する意見であるため、関係する部署への報告とします	10件
合計	72件

募集内容に関する意見等(62件)

1 基本原則・基本的考え方(19件)

No.	市民意見(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	住民及び卒業生のための跡地利用でなくてはなりません。	学校跡地は、市民共通の貴重な財産であることから、市政全体の課題解決に寄与し、地域のまちづくりに資するよう有効に活用を図ることを基本的な方針としております。こうした観点から、意見の趣旨につきましても、基本方針(案)の基本的な考え方として盛り込まれてございますので、この(案)に沿った取組を進めてまいります。	A
2	市が具体的に提案を示し、その物件について精査検討したものを地域住民に充分議論検討して、実行計画を策定すべきである。 公共公益施設として有効再利用を図るべきである。地域が活性化するべく、その地区の『まちづくり』『文化づくり』生活活性化になるべく有効活用すべき“物件”として残るように策定すべきである。		A
3	市民全体の利益に資すること“と併せて、該当地域の活性化に寄与すること”を目的に追加を要望する。		A
4	基本的考え方として、「これまで継続されてきている“まちづくり活動”の維持・拡大のための対応」を入れてほしい。		A
5	今後共自然環境を重視した(公害のない)、音楽(芸術)・スポーツに配慮した政策を強力に推進してほしいと思います。 そんな中での小・中学校跡地活用については将来を考え、芸術やスポーツ振興に貢献出来る方向で考えて頂きたいと思います。 そこで、多勢の市民が、気軽に比較的安い利用料で利用出来る、芸術・スポーツの練習の場として活用してはどうでしょうか。 東京都の一例ですが、旧淀橋小学校(新宿区)を芸能花伝舎として衣替えして活用しており、大変賑わっています。 都市部の拠点として白山小・中学校もこうした活用を検討してはいかがでしょうか。	学校跡地は、市民共通の貴重な財産であることから、市政全体の課題解決に寄与し、地域のまちづくりに資するよう有効に活用を図ることを基本的な方針としております。こうした観点から、有効活用に向けては、概ね3つの活用区分を基本的な考え方として盛り込んでおります。今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で、町内会などを通じ、広く市民意見の聴取も行いながら、活用の基本方向を総合的に検討してまいります。	B

6	子供を育て易い環境を維持、促進させ、子供を持つ、あるいは持ちたい若い世代が移住してくる様に施策を考える必要がある。	<p>学校跡地は、市民共通の貴重な財産であることから、市政全体の課題解決に寄与し、地域のまちづくりに資するよう有効に活用を図ることを基本的な方針としております。こうした観点から、有効活用に向けては、概ね3つの活用区分を基本的考え方として盛り込んでおります。今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で、町内会などを通じ、広く市民意見の聴取も行いながら、活用の基本方向を総合的に検討してまいります。</p>	B
7	跡地活用として、保育園の待機児童の為の施設とし、将来的には高齢者の為の学校とする。		B
8	少子化問題対策として、厚労省文科省の協力を得て、モデル保育園として活用する。		B
9	音楽、美術、文学（俳句、短歌等）などの文化的活用面では麻生区には人材も多く、退職された方などは安い費用で指導を引き受けていただけるのではないかと。また老後の張り合いにもなるのではと思います。 学童の学習塾（予習、復習、遊学）的な面でも活躍していただけるのではないのでしょうか。 保育園の増設も兼ねて若い世代の人のための子育て支援の場がより多く開放されることを希望します。 学童保育（文化センター）や老人いこいの家は年齢に限られており、幼児、青年、中年層の集会場所は少なく趣味や学習、おしゃべり等でお互いに心を開き、青少年の意識にも役立つ場をふやしていただきたいと思っています。		B
10	単に丸投げしてどこかの民間にまかせるのではなく、市民の自発性を刺激し、引き出せるような民間主導型の運営方法に行政が支援するような、運営が好ましい。 住民の意見をうまく引き出すと同時に住民の「やる気」もうまく刺激して運営に活かすような決め方をするようにお願いいたします。		B
11	‘まちづくり’の基盤整備を進展させる活用方法である、再開発事業や区画整理事業、道路整備の種地や代替地として有効に優先利用していくことが、最終的に市民全体に広く恩恵を還元できる一番の方策。 連鎖型再開発事業を志向することが肝要であり、そのための種地として活用していくことが最も有効の跡地利用方法。		B
12	周辺環境の激変を避けるために、学校跡地は市の資産として保有し、民間主体の活用の場合でも、チェックが行き届くようにする。		B
13	給食施設を日ごろ配食サービスをしたいと思っているNPOなどに貸して、いつでも利用できる環境にしておく。 玉川小学校でのようにミニデイをしたいと思うNPOに提供できるようにする。		B
14	私立学校、専門学校等の教育関係に再利用していただき、地区の活性化にもつなげていきたいと思いません。		B

15 19	<p>基本的考え方の中で、民間主体による都市活力の向上などに資する取組への対応に「教育」も加えてください。 【同趣旨意見 他4件】</p>	<p>民間主体による都市活力の向上などに資する取組への対応につきましては、市総合計画に掲げる各施策への寄与、都市活力の向上に資することなどを目的に、有効活用を図ることとしており、この中で教育の視点についても基本的な考え方として含まれてございますが、他都市においても、教育施設としての活用事例が多く見受けられることから、わかりやすい記述とするため、 P2「教育・文化・芸術の振興や産業の創出など」として、加筆修正いたします。</p>	C
---------------	---	---	---

2 活用にあたっての配慮事項（21件）

No.	市民意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>防災時の避難場所も考慮に含めて、大きな空き地は子どもや大人が憩い遊べる森林にして、将来の日本人のライフスタイルを考えたものにしたい。</p>		B
2	<p>川崎市の公園の整備状況が都に比べて悪く、子供達がボール遊びをするスペースも儘ならないので校庭をその目的で開放すると良い。</p>		B
3	<p>公園の建設や憩いの場になればと思います。多目的、老若男女が利用でき、運動会ができ、盆踊りができ、お祭り広場にもなる。</p>		B
4	<p>校舎はシニア層も利用できるコミュニティの場とできると良い</p>	<p>学校は、教育施設としての機能だけではなく、地域の災害時の避難所機能やスポーツ振興などの活用がされてきたことから、こうした地域のさまざまな活用につきましても十分配慮し、跡地活用の検討を進めていくことを基本的な考え方として盛り込んでおります。</p>	B
5	<p>いつまでも、地域コミュニティの拠点として、地域住民が生き生きと元気よく活動できる場として、行政と地域が協同して整備を図っていけるよう、切に要望します。</p>	<p>今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で、地域との意見聴取・調整を行いながら、対応を検討してまいります。</p>	B
6	<p>中長期的に、年寄りが増加する傾向であり、まだ元気な人達の2ndライフを応援するような施設活用を望みたい。建物は文芸等の教室とか、災害時の非常倉庫として活用し、グラウンドはスポーツ等で使用可能とし、管理については、NPO主体による民間での対応を、市がバックアップする体制が良いと考えます。</p>		B
7 9	<p>体育館を開放で利用しています。学校がなくなると練習場所がありません。今後も今まで通り、利用できるようお願いいたします。 【同趣旨意見 他2件】</p>		B
10	<p>是非、グラウンド、体育館を残して、市民に開放してもらって有意義に活用させて頂きたい。</p>		B

11	学校施設に関しては、安全性の確保は緊急の課題。子どもらが一日の大半を過ごす施設として、将来を見据えた活用を望みます。	学校跡地の活用にあたっては、基本的な考え方に基づき、全市のなまちづくりの視点から活用の検討を行うこととあわせ活用の配慮事項として、既存建物の有効活用や地域に配慮した活用、環境に配慮した活用の視点から、施設などの利用形態や運営方法等の具体的な検討を行うことを基本的な考え方として盛り込んでおります。今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で、対応を検討してまいります。	B
12	学校施設を現状のまま残す ・環境、景観、防犯を維持する。 ・従来の学校開放制度と同じように利用する。 ・施設の維持、管理、及び維持管理費用を市で予算を見る。		B
13	地域団体の利用にあたっては特にそう音に注意してください。 エアコン等は、節電のこと。 不法投棄等、ごみの散在などないよう定期的にチェック願います。		B
14	是非下記の事項を残すよう御配慮下さいますようお願い致します。 1. グラウンド 2. 体育館 3. デーサービスセンター 4. 河原町社会福祉協議会拠点 5. 高齢者の集合場所	学校は、教育施設としての機能だけではなく、地域の災害時の避難所機能やスポーツ振興などの活用がされてきたことから、こうした地域のさまざまな活用につきましても十分配慮し、跡地活用の検討を進めていくことを基本的な考え方として盛り込んでおります。今後、河原町小学校跡地の活用計画を策定する中で、地域との意見聴取・調整を行いながら、対応を検討してまいります。	B
15	白山小学校のグラウンドを利用し、ソフトボールチームにて活動しておりますが、この活動は、地域のコミュニケーションの最高の場であり、残して頂きたいと強く思っております。どうか、よろしくお願い致します。	学校は、教育施設としての機能だけではなく、地域の災害時の避難所機能やスポーツ振興などの活用がされてきたことから、こうした地域のさまざまな活用につきましても十分配慮し、跡地の活用を進めていくことを基本的な考え方として盛り込んでおります。今後、白山小・中学校跡地の活用計画を策定する中で、地域との意見聴取・調整を行いながら、対応を検討してまいります。	B
16	今まで通り体育館にて練習を続けさせて頂きたい農園も続けさせて頂きたいです。夏祭りもずっと続けたいです。		B
17	白山小の体育館を使用して、バドミントンの練習をしていますが今年度で無くなってしまいます。開校してから今迄続けて来ました。まさか学校が無くなるのは夢にも思いませんでした。これからどうなるのか皆で心配しています。		B
18	白山小学校の体育館を利用し、ママさんバレーチームの一員です。20年以上、この体育館で練習してきました。体育館はどこも痛んでおりません。どうか、このまま使えるように学校跡地を活用していただきたいと思っております。		B
19	白山小の避難場所が無くなるという事です。近頃あちこちで大きな地震や災害が起きています。その時私達はどこへ避難したら良いのでしょうか？		B
20	維持費、管理者、等々の問題が多いと思っておりますが、今迄通り、学校の利用と、畑地も市民が利用出来ますようお願い致します。		B
21	学校が農園として使用しない部分は、学校区の住民に使用を認める。		B

3 活用計画の策定手順（11件）

No.	市民意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	跡地利用については、住民の声を反映できるような会を設置していくという文言を入れてほしい。		A
2	「地域の関係団体」に活用計画案を提示して意見を聞く手順を入れて欲しい。 活動計画作成は地域住民の納得できるものであることが必須条件と思います。 活用計画案を地域住民の意見や気持ちを聞き、それを活用計画案にフィードバックさせる手順の挿入をご検討ください。	活用計画の策定手順として、概ね3つの段階で、それぞれ市民意見の聴取・調整を行うこととしております。 意見の趣旨につきましても、基本方針（案）に盛り込まれてございますので、この（案）に沿った取組を進めてまいります。	A
3 6	策定手順で、活用計画の作成と決定の段階で、地域住民の協議組織に対し形式的な報告に留まらず、十分な協議を行う事が望ましい。 【同趣旨意見 他3件】		A
7	学校が無くなる事に因る、住居の評価減、利便性の遺失利益に対する埋合わせは、川崎市としてどう考えているのか。 先ず跡地利用計画に当っては、団地の希望を優先し、団地住民の同意を得なければならないのは当然。	活用計画の策定手順として、概ね3つの段階で、それぞれ市民意見の聴取・調整を行うこととしております。 今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で、対応を検討してまいります。	B
8 11	策定手順のⅢの意見聴取・調整の他に「協議」を加えていただきたい。 【同趣旨意見 他3件】	活用計画の策定手順として、概ね3つの段階で、それぞれ市民意見の聴取を行い、協議を含めた調整を行うこととして含まれてございますが、わかりやすい記述とするため、 P4「⑦地域の協議組織を中心に意見聴取・協議・調整 …地域に配慮した活用について、意見等の聴取・協議・調整をふまえ、…」として、加筆修正いたします。	C

4 その他全般（11件）

No.	市民意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1 10	市立小中学校跡地活用基本方針（案）の方針については賛成。 【同趣旨意見 他9件】	意見の趣旨をふまえ、基本方針（案）に沿った取組を進めてまいります。	A
11	従来どおり無償利用が望ましいことから市全体としてバランスをとって欲しい。よって本文のように受益者負担ありきでは困る。	学校跡地の活用にあたっては、基本的な考え方に基づき、全市的なまちづくりの視点から活用の検討を行うとともに、施設などの利用形態や運営方法等の具体的な検討を行うことを基本的な考え方として盛込んでおります。今後、学校跡地ごとの活用計画を策定する中で、対応を検討してまいります。	B

その他の意見等（10件）

5 個別事業に関する事項（10件）

No.	市民意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	美術・図画、体育、音楽といった教科は、河原町小学校跡地にはこれらの専門教室を設置し、区内各学校の授業は全体として受けるようにしたのでしょうか。金曜日は、1年生、月曜日は2年生、水曜日は3年生といったように区内全生徒が一日この場所で学ぶのです。当然、各学校のプール・武道場などは地域に還元すればいいのではないのでしょうか。	個別事業等に関する意見であるため、関係する部署への報告とします。	D
2	文化・スポーツ・芸術などの学校間の格差が顕著に現れる教育を子どもたちが総合的に学べる専門施設をぜひ川崎から作り出していきたい。		D
3	小中校名は、何時、誰が、何処でお決めになられたのでしょうか。		D
4	小学生用「わくわく」利用の継続		D
5	配慮事項として、「アクセスの利便性向上」を入れてほしい。		D
6 10	旧県立川崎南高校の跡地の再利用についても、神奈川県にこの「基本方針」案に沿った形でぜひ要請してください。 【同趣旨意見 他4件】		D

新川崎・創造のもり第3期事業用地土地利用方針（案） パブリックコメント実施結果

パブリックコメント実施概要

- ①募集期間 平成20年7月29日から8月29日まで
- ②周知方法 市政だよりにてパブリックコメントの実施を広報し、市ホームページ、情報プラザ、各区役所、各支所、各出張所、総合企画局において閲覧
- ③提出方法 電子メール、郵送、FAX、持参
- ④提出状況 意見書数 3通（電子メール） 意見件数 3件
- ⑤市の対応 提出された意見に対しては、関係部局との連携によりその主旨を踏まえた対応が可能であることから、土地利用方針案の修正は行わない。

意見の要旨	市の考え方
<p>【都市景観】 1件</p> <p>◎美しくきれいな街並みが形成されることが開発の大前提であり、建物デザインやランドスケープに優れた施設でなければ立地できないように、規制・誘導していくことを要望します。</p> <p>◎景観や都市機能の形成上、十分には満足できない計画内容の相手先しか候補が見つからない場合には、ことを急がず、最高の相手先が見つからない場合には、ことを急がず、最高の相手先が見つかるまで本格的な事業化を見合わせて暫定利用にとどめる判断も必要です。</p>	<p>◎新川崎地区は、川崎市都市景観条例に基づき、「新川崎都市景観形成地区」にしてされており、平成20年3月25日に、「景観形成方針・基準」を策定いたしました。その中で、D地区は、「ハイテクゾーン」として、「イノベーション」を象徴する大規模研究開発施設による新たな『工都 かわさき』の景観ものづくりゾーン」とされており、具体的な基準が定められています。</p> <p>◎今後の建築行為等にあたっては、良好な景観形成に向けた土地利用の誘導を図ってまいります。</p>
<p>【その他・D地区以外の土地利用】 1件</p> <p>◎F地区の主要用途が住宅・研究施設となっていますが、住宅を認めてしまうと貴重な再開発地区の土地利用が住宅に偏向してしまいますので住宅用途は極力排除禁止すべきと考えます。一方で、広域的な商業・業務拠点づくりについては、B地区がほとんど住宅用途になってしまったこともあり、F地区には、不足している大型商業・業務施設を誘致して欲しい。</p>	<p>◎新川崎・第3期土地利用方針案に直接関係のある御意見ではございませんので、参考意見として、所管部局に伝えてまいります。</p>
<p>【その他・公園整備】 1件</p> <p>◎D地区外周は、自転車専用道として他の模範となる整備が予定されているようですが、自転車と歩行者（特に高齢者）との事故が社会問題化する中で、（仮称）新川崎第一公園は、高齢者の健康・運動を想定しつつ、交通公園の要素を少し取り入れてみたらいかがでしょうか。</p>	<p>◎新川崎・第3期土地利用方針案に直接関係のある御意見ではございませんので、参考意見として、所管部局に伝えてまいります。なお、第3期事業用地の土地利用にあたっては、隣接する（仮称）新川崎第一公園との調和を図り、地区全体の緑豊かな環境の形成に資する地域に開かれた研究開発拠点の形成に努めることとしております。</p>

「川崎市地方卸売市場南部市場における仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱」の策定案についてのパブリックコメントの結果

川崎市地方卸売市場南部市場では、公募により仲卸業者及び関連事業者を選定する場合の手順等を定めた要綱を策定することとし、その策定案を公表した上で意見の募集を行いました。

結果は次のとおりです。また、要綱については別添のとおり策定いたしました。

1 意見募集の概要

題名	「川崎市地方卸売市場南部市場における仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱」の策定案
意見の募集期間	平成20年8月1日から平成20年8月31日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見数	0件
結果の公表方法	川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）

2 問い合わせ先

経済労働局地方卸売市場南部市場業務課

電話 044-543-5272

FAX 044-548-6193

「川崎市開発審査会提案基準の改正」 に対するパブリックコメントの結果

1 川崎市開発審査会提案基準改正の背景

近年、市街化調整区域において、都市計画法（以下「法」といいます。）第43条第1項の規定による建築許可等を受けずに建築物の用途を変更したり、許可を受けた者以外が居住したりするなどの違反事例が増えています。このようなことから、市街化調整区域における開発行為又は建築行為について、開発審査会の議に付するための基準（川崎市開発審査会提案基準）について、現在の社会状況を勘案し、法の趣旨に沿った基準内容とするための改正を行います。

2 改正内容の概要

(1) 川崎市開発審査会提案基準第1号「『農家世帯の構成員が分家する場合の住宅等』に係る特例措置」について以下の点を改正します。

- ・分家住宅を建築する敷地面積の上限を設けます。
- ・本家世帯及び分家する者が市街化区域内に分家するに適当な土地を所有していないことを条件として、分家する者の範囲に当該配偶者を対象に含めることとするとともに、前述の条件に適合する旨を確認するための書類を定めます。
- ・婚姻を確認する具体的な書類を定めます。
- ・分家住宅を建築する土地に差押等の権利が設定されていないことを条件とします。

(2) 川崎市開発審査会提案基準第4号「既存建築物が収用対象事業の施行により立ち退く場合において、これに代わるべきものとして、建築される建築物に係る特例措置」について以下の点を改正します。

- ・本市に生活の本拠を有している者のみを対象とし、他都市からの移転等は認めないこととします。
- ・市街化区域から市街化調整区域への移転等については対象としないこととします。
- ・工場等、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある代替建築物は、原則として当該建築物が建築できる用途地域に近接していることとします。

(3) 川崎市開発審査会提案基準第6号「開発行為に相当しない“土地の区画形質の変更”に伴う建築物に係る特例措置」について以下の点を改正します。

- ・設置される施設又は設置されている施設と密接な関連を有するもので、必要不可欠と認められる建築物に関して、建築面積、延べ面積及び高さの上限を定めます。

3 意見募集の概要

題名	川崎市宅地造成等規制法施行細則の改正案
意見の募集期間	平成20年（2008年）8月8日から平成20年（2008年）9月6日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	本ホームページ、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）への資料設置
結果の公表方法	本ホームページ、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）への資料設置

3 パブリックコメントの結果

市に意見提出された方は1名、意見の数は1件でした。意見の内容は、基準改正に至る背景について、説明を御要望されるものでした。意見の内容の要旨とそれに対する市の考え方は下表のとおりです。

市民の意見（要旨）	市の考え方
<p>今回の提案基準改正により、市街化調整区域において建築行為を行うための条件が厳しくなったり、許可申請時の提出書類が増えたりすると思いますが、建築許可申請者の負担が増大することによって、逆に、法の抜け道を通ろうとする事例が増えるのではないかと懸念されます。</p> <p>また、法令に則って許可を受けようとする申請者に対しても負担が大きくなってしまふことは筋が違ふのではないのでしょうか。</p> <p>今回、提案基準の改正を行おうとする社会状況について、詳しくする必要があるのであります。</p>	<p>今回の提案基準の改正の背景についてですが、近年、市街化調整区域におきましては、建築許可等を受けた後に、許可の内容どおり適切に建築物の使用、土地利用が行われず、違反となるケースが増えております。</p> <p>これらの違反行為につきましては、粘り強く違反是正を指導しておりますが、このような状況を勘案し、法の趣旨に沿った内容とするため、現行の提案基準の改正を行うものです。</p>

4 問い合わせ先

川崎市まちづくり局指導部建築情報課宅地企画担当

電話 044-200-3087

FAX 044-200-3089

「川崎市民間活用ガイドライン」(案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1. 概要

本市では、平成14年度から2次6年間にわたる行財政改革の取組を推進し、「民間でできることは民間で」という原則に基づき、さまざまな分野の公共サービスにおいて民間活用を図ってきました。平成20年3月に策定した「新行財政改革プラン」においても、改革の基本目標である『『元気都市かわさき』を実現する都市経営基盤の確立』を達成するため、「民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供」を行財政運営の視点として位置づけ、引き続き積極的な民間活用を推進することとしています。

そこで、民間活用に関する本市の基本的な考え方を整理するとともに、民間活用を実施する上での課題に対応した標準的な手順を示すことにより、民間活用の適切な推進と安全で良質な公共サービスの提供を行うための指針として、本ガイドラインを策定し、市民の皆さまの御意見を募集しました。

2. 意見募集の概要

題名	川崎市民間活用ガイドライン(案)
意見の募集期間	2008(平成20)年9月1日から2008(平成20)年9月30日
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	ホームページ、紙資料の設置(かわさき情報プラザ、各区役所)
結果の公表方法	ホームページ、紙資料の設置(かわさき情報プラザ、各区役所)

3. 結果の概要

意見提出数 50通 意見総数 59件

提出方法	提出数
電子メール	38通
ファックス	12通
郵送	0通
持参	0通
合計	50通

パブリックコメントの結果、別添のとおり多くの御意見をいただきました。

いただいた御意見につきましては、今後の民間活用の推進に向けた取組の参考とさせていただきます。「民間活用ガイドライン」につきましては、当初案のとおり策定いたしました。

また、個別事業の民営化についての御意見を多数いただきましたので、事業推進の参考とするため関係部署へ報告させていただきました。

4. 問い合わせ先

川崎市総務局行財政改革室

電話：044-200-2061 F A X：044-200-0622

意見(要旨)	意見に対する市の考え方
1 「川崎市民間活用ガイドライン」に関する御意見(12件)	
<p>ガイドラインには、民営化すべき事業とそうでない事業について、詳細の判断基準の記述がなく、これでは行政の裁量で、自由に何でも民営化できてしまう。 (同趣旨意見 他2件)</p>	<p>民間活用ガイドラインは、民間活用に関する本市の基本的な考え方を改めて整理するとともに、民間部門を適切に活用する上で、標準的な手順などを示すことにより、各局区が所管する事務事業について、安全で良質なサービス提供を行うための指針として策定したものでございます。 本市におきましては、第2期実行計画や新行財政改革プランに基づき個々の施策、事務事業の取組を進めていくこととなりますが、民間活用の手法を取り入れるものにつきましては、本ガイドラインの視点に基づき、十分な検討を行い民間活力の適切な導入を図り、市民サービスの一層の向上に努めてまいります。</p>
<p>「川崎市民間活用ガイドライン(案)」によると、民間活用の問題点が具体的に対処されず、民間へ「投げ出す」ようにしか思えない。</p>	
<p>ガイドラインは無いよりあった方が良いと思うが、ガイドラインにそっているから問題なしとして、様々な民営化が進められ結果として市民へのサービスが低下する危険もある。</p>	
<p>民営化する場合のコスト比較は、見かけだけの数値にならないようにするべきでその削減効果も公開してもらいたい。</p>	<p>民間活用手法の検討においては、客観的な比較検討を行うことが重要であり、「サービスの質」と「コスト」の両面から確実に行ってまいります。比較検討の結果についても必要に応じて公開してまいります。(第2章)</p>
<p>PDCAは市民のサービスを向上させることを目的として行うことも必要であり市は責任を持ってCheck後にAction項目があるのであれば、それを解決するためのPlanをたて、Doで民間に実行させるべき。 (同趣旨意見 他1件)</p>	<p>民間活用による事業実施中には、モニタリングにより、提供するサービスの質や、安全性・継続性を確保するための監視・指導を確実に行うとともに、一定期間ごとに評価を実施し、事業の成果を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。 また、契約期間の満了にあたっては、総括評価を実施し、事業期間全体を通じた評価・検証を行い、次期の民間活用の継続等につなげるものいたします。(第6・7章)</p>
<p>PPP(公民連携)の活用を積極的に検討させる仕組みを検討すべきではないか。</p>	<p>新行財政改革プランにおける行財政運営の視点である、「民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供体制の構築」の推進にあたり、貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>民間提案によるPPP(公民連携)が機能する仕組みを導入すべきである。</p>	
<p>競争的対話を活かし、PPP(公民連携)における仕様書をより適切なものとするのが大切である。</p>	
<p>PPP(公民連携)の対応を一元化する担当部署の明確化、サポートの実施を行う体制・組織の検討が望まれる。</p>	
2 個別事業に関する御意見(46件)	
<p>公立保育園の民営化に反対。 公立保育園の民営化は不適切。 (同趣旨意見 他44件)</p>	<p>個別の施策、事務事業につきましては、第2期実行計画や新行財政改革プラン、さらにはそれぞれの事業計画に基づきの取組を進めていくこととなります。 個別事業に関する意見であるため、関係する部署へ報告させていただきました。</p>
<p>川崎市バスは全面的に民間委託して良い。民間活用することにより、サービスの向上を期待する。</p>	
3 その他の御意見(1件)	
<p>パブリックコメントのURLはとて分かりにくい。川崎市HPのトップからワンクリックで開けるよう改善を求める。</p>	<p>市のホームページのトップ画面左端の「パブリックコメント」の表示を選択すると、「意見を募集している政策等」が表示されます。そこから御意見を投稿できます。</p>

○川崎市パブリックコメント手続条例

平成18年12月14日

条例第72号

(目的)

第1条 この条例は、市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図り、もって市民自治の確立及びより開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体
- (2) パブリックコメント手続 市民その他関係者から、政策等の案(定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)についての意見(情報を含む。以下同じ。)を募るための手続
- (3) 策定機関 市長その他の執行機関、消防局(消防署を含む。)、水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関(以下「市の機関」という。)であって、政策等を定めるもの
- (4) 政策等 策定機関が定める次に掲げるもの(議会の議決を要するものについては、その案を含む。)をいう。
 - ア 行政計画(市の総合的な計画、市の部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。以下同じ。)
 - イ 条例等(市の条例並びに市長その他の執行機関の規則及び規程並びに企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程をいう。)(処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。))の要件を定める告示を含む。以下「規則等」という。)をいう。以下同じ。)
 - ウ 審査基準(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))並びに神奈川県条例及び同県の知事その他の執行機関の規則(以下これらを「法令」という。)並びに条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下この号において「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものについて、求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

エ 処分基準(行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分(以下この号において「不利益処分」という。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

オ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導(市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

(政策等を定める場合の一般原則)

第3条 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法規の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(適用除外)

第4条 次に掲げる政策等を定める場合は、この条例の規定(前条の規定を除く。)は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市の条例の施行期日について定める市長の規則

(2) 恩赦について定める条例等

(3) 法令又は市の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則等(市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。)

(4) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める政策等

(5) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等

(6) 市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員間における競争試験について定める条例等

(7) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針(以下「審査基準等」という。)

(8) 市の会計、予算、決算及び契約について定める条例等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)

- (9) 市の財産の管理について定める条例等及び審査基準等(市が財産を交換し、出資の目的とし、支払手段として使用し、譲渡し、貸し付け、若しくは信託し、又は私権を設定することについて定める条例等及び審査基準等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)
- (10) 監査委員又は外部監査人による監査の実施について定める条例等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の39第1項又は第252条の43第1項の規定に基づく規定を除く。)
- (11) 法令又は市の他の条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続を実施して定めることとされている政策等
- (12) 地方自治法第74条第1項の請求を受けて議会に付議する市の条例
- (13) 地方自治法第180条第1項の規定により議会から専決処分の指定を受けた事項に係る市の条例
- (14) 審査基準等であって、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は策定機関の判断により公にされるもの以外のもの

(パブリックコメント手続)

第5条 策定機関は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)その他意見を求める上で必要な事項を定め、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

- 2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のもの及び当該政策等の題名を明示するものであり、同項の規定により公表する資料は当該政策等を定める理由を明示するものでなければならない。
- 3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
 - (2) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。
 - (3) 法令又は国若しくは神奈川県等の機関の審査基準等と実質的に同一の条例等又は審査基準等を定めなければならないとき。
 - (4) 他の策定機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一

の政策等を定めようとするとき。

- (5) 政策等(審査基準等を除く。以下この号において同じ。)が相互に密接な関係を有する場合で、一方の政策等を定めるに当たりパブリックコメント手続を実施した後に当該政策等を踏まえた他方の政策等を定めようとするとき。
- (6) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。
- (7) 政策等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。
- (8) 法令又は他の行政計画若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。

(パブリックコメント手続の特例)

第6条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該パブリックコメント手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 策定機関は、その設置した審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

(パブリックコメント手続の周知等)

第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施の予告を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めなければならない。

(提出意見の考慮)

第8条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定機関に対し提出された当該政策等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第9条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布(公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等に

あつては議案の提出。以下同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
 - (2) 政策等の案の公表の日
 - (3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
 - (4) 提出意見を考慮した結果(パブリックコメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。)及びその理由
- 2 策定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該策定機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 策定機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。
- 4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨(別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 策定機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。
- (1) 政策等の題名及び趣旨
 - (2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由

(準用)

第10条 第8条の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第8条中「当該策定機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「パブリックコメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施

した」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第11条 第5条第1項並びに第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第4項(前条において準用する場合を含む。)及び第5項の規定による公表は、インターネットの利用により行うとともに、必要に応じ、策定機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 策定機関は、政策等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該策定機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。
- 3 前項の規定の適用がある場合を除き、策定機関がこの条例の施行の日から起算して60日以内に公布をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。